第十四条中「五課」を「四課」に、「政策評価広報課　情報システム厚生課」を「業務改革課」に改める。

第十六条中第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。

十　国立国会図書館支部経済産業省図書館に関すること。

第十六条中第五号を削り、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　広報に関すること。

第十六条第三号中「及び例規案」を「その他の公文書類」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　官報掲載に関すること。

第十六条第二号の次に次の一号を加える。

三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

第十七条中第五号を第十一号とし、第四号を第十号とし、第三号を第九号とし、第二号の次に次の六号を加える。

三　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

四　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により経済産業省に設けられた共済組合に関すること。

五　職員（経済産業省の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。

六　経済産業省所管の建築物の営繕に関すること。

七　庁内の管理に関すること。

八　職員の執務能率の増進に必要な施設の運用に関すること。

第十八条（見出しを含む。）中「政策評価広報課」を「業務改革課」に改め、同条第三号中「広報」を「経済産業省の事務能率の増進」に改め、同条中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四　経済産業省の保有する情報の公開に関すること。

五　経済産業省の保有する個人情報の保護に関すること。

六　経済産業省の情報システムの整備及び管理に関すること。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

（参事官の職務）

第十九条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　経済産業省の所掌事務に関する統計に関する事務の総括に関すること。

二　商鉱工業に関する統計調査に関すること。

三　経済産業省の所掌事務に関する統計調査の結果の総合的解析に関すること。

第二十条　削除

第二十一条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「十課及び参事官一人」を「十一課」に、「産業資金課」を「産業人材課」に改める。

第二十二条第五号中「及び参事官」を削り、同条第七号中「企業行動課及び参事官」を「産業人材課及び企業行動課」に改める。

第二十九条を削り、第二十八条を第二十九条とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

（産業人材課の所掌事務）

第二十八条　産業人材課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係る人材に関する事務の総括に関すること。

二　経済産業省の所掌に係る人材の育成に関すること（貿易経済協力局及び産業技術環境局の所掌に属するものを除く。）。

第五十八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号及び第十一号を削る。

第五十九条に次の五号を加える。

六　鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること。

七　鉱工業の科学技術に関する試験研究機関との研究及び開発に関する連絡に関すること。

八　基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第六条第一項に規定する基本方針の策定に関すること。

九　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般並びに同機構の行う基盤技術研究円滑化法第十一条に規定する業務に関すること。

十　国立研究開発法人産業技術総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

内閣総理大臣　菅　　義偉

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百十一号

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。